

教育課程と学習成果に関する事項

「自己評価」とは教務委員会による自己点検・評価結果で、

「確認結果」とは大学評価委員会による「自己評価」の確認結果である。

分析項目番号は大学機関別認証評価との対応関係上、分析対象の該非により必ずしも連番としていない。

「○」 根拠資料又は特記事項欄に記載される内容から、分析項目を満たしていることを確認できる。

「×」 分析項目を満たしていることを確認できる根拠資料又は特記事項欄への十分な記載がない。

事項1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項1
分析項目 [分析項目1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	○	○		満たしている
【特記事項】 該当なし				
【改善を要する事項】 該当なし				
事項2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項2
分析項目 [分析項目2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	○	○	入学者受入方針（アドミッションポリシー）を含めて、3ポリシーの体系性が見えると尚良い。	満たしている
[分析項目2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	○	○		
【特記事項】 該当なし				
【改善を要する事項】 該当なし				
事項3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項3
分析項目 [分析項目3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	○	○	履修案内で、カリキュラム・マップやコース・ツリー、ナンバリング等との対応が整備される予定だが、ナンバリングの活用方法がやや不明瞭なため、ナンバリングガイドの意味合い（使い方）を再検討のうえ、本学での利用形態について議論を継続すること。	満たしていない
[分析項目3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	○	×	"シラバスチェック結果報告" について、カリキュラム管理部会の申合せはあるが、その具体的な内容が不明瞭である。	
[分析項目3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	○	○		
【特記事項】 [活動取組3-A] 令和4年度に行った改組において、学部教育の分野横断科目として「情報（必修）」「経済・経営（選択必修）」「環境（履修推奨）」の科目を教養科目に配置し、データサイエンスやAIを有効活用でき、Society5.0の実現を牽引できる横断的・異分野融合的な知を備えた「STEM人材」、さらに俯瞰的視野から社会変革に対応し、マネジメント力を発揮できる「STEAM人材」を育成するためのカリキュラムを強化している。具体例の一つとして、SDGsをいかに実践するかを通して技術者として必須であるコンピテンシーであるロジカルシンキング、図解思考、自己管理法、コミュニケーション、ワークショップ、ディベートの基礎を学ぶ科目「SDGs探究演習」の新設が挙げられる。				
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組3-B] 自身の専門分野に軸足を置きつつも、他の専門分野の知識や技術を身につけ複眼的な視野を備えた技術者・研究者の養成を目指し、自身が所属する分野（メジャー分野）の学生が他の分野（マイナー分野）で開講されている科目を体系的に学ぶことができるメジャー・マイナーコースを導入した。また、Society5.0に貢献するグローバル技術者、自治体・地方公共団体と連携し、産業の高度化や活性化・新産業の創出を牽引できる人材、多様な分野が融合した新領域に対応可能で地方創生の核となる人材を育成するため、技術革新フロンティアコースを新設した。本コース生も他分野科目の履修が必須である。両コース生のマイナー分野の学びを支援するため、マイナー分野をオンデマンドで受講できる科目を整備しており、令和6年度は対象学生の約1割がオンデマンド科目を履修した。コースにおける学びを生かし、本学公式の定例記者会見で自身の教育研究活動について発表するなど、コース生の活躍が見られている。				

教育課程と学習成果に関する事項

【活動取組3-C】	情報技術を活用した技学教育によって、日本が現時点で強みを持つ「ものづくり」を数理・データサイエンス・AIを活用し、産業競争力を高めることができる人材輩出を目指し、数理・データサイエンス・AIの知識・技能を専門分野に関わらず学生が修得できるような教育プログラムを構築した。このプログラムについては、文部科学省「数理・データサイエンス・AIプログラム認定制度」のリテラシーレベル（令和4年8月認定）、応用基礎レベル（令和5年8月認定）としてそれぞれ認定されている。リテラシーレベルのプログラムの構成科目を令和6年度から変更し、本学を卒業する学生全員が同プログラムを修了できるようプログラムの改善を行った。また、産業界との連携・協力により、実践的な数理・データサイエンス・AI関連の正規科目を学部及び大学院で開講している。（大学院科目「情報システム設計特論」など）
【改善を要する事項】	授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることの確認にあたって行われている”シラバスチェック結果報告”について、カリキュラム管理部会の申合せはあるが、その具体的な内容、例えばチェックシートで何をチェックしたのか、また何をチェックすべきなのか（日本学術会議による参照基準等に準拠しているか）に関して、根拠資料（※非公表）からは読み取れなかった。また、科目水準の妥当性については、実質的に教学マネジメントのPDCAのサイクルの教員・分野レベルでの確認作業になるため、各分野（教育組織）にチェックの重要性を十分に喚起し、実効性を担保する必要がある。

事項4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項4
分析項目				
【分析項目4-1】 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	○	○		満たしていない
【分析項目4-2】 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	○	○		
【分析項目4-3】 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	○	×	シラバスにおいて、全項目の記入がされていない、実験・実習科目に本来不要な授業時間外学習が設定されている等、一部記述の不適切な科目が確認できる。あらためて総点検を行い、改善することが必要である。	
【分析項目4-4】 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	○	○		
【優れた成果が確認できる取組】				
【活動取組4-A】	本学の3つのポリシーで謳っている「実践的・創造的能力を備えた指導的技術者の養成」実現のための特徴的な取組みとして、修士課程に進学予定の学部4年生を対象に、約5か月間の長期インターンシップ科目である「実務訓練」を必修科目として履修させている。この「実務訓練」は、その経験を大学院修士課程での研究活動に生かし、将来の職業選択への基礎的認識とするとともに技術の創造的展開に大きく役立たせようとするものであり、受入れ機関と大学とが協働して行う教育プログラムとして、開学以来40年以上継続して実施している他大学に類を見ない本学の特色ある取組みである。「長岡技術科学大学出身者就業状況調査（本学出身者を採用した企業向けアンケート）」でも、実務訓練は仕事への積極性、即戦力性、離職率の低さ等に繋がっているとの声が寄せられており、企業からの高い評価を獲得している。			
【改善を要する事項】	ほとんどの科目のシラバスは基準に適合するものであるが、中には一部記述の不適切な科目が確認でき、既存のシラバスチェック体制では完全には網羅できていない可能性があったが、令和7年度のシラバス作成にあたっては、シラバス記載要領やシラバスチェック体制は強化されている。改定されたシラバス記載要領等に即してシラバスが作成されているが、あらためて総点検を行い、改善を確認することが必要である。			

事項5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項5
分析項目				
【分析項目5-1】 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	○	○	系・研究室単位の連絡手段以外にも、学生が必要な際に教員と連絡をとれるよう、連絡先情報を学内専用ホームページに掲載する等、全学共通の仕組みを引き続き検討してほしい。	
【分析項目5-2】 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	○	○		
【分析項目5-3】 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	○	○		
【分析項目5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	○	○		

教育課程と学習成果に関する事項

【分析項目 5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること (より望ましい取組として分析)	○	○		満たしている
【特記事項】				
【活動取組 5-A】 ツイニング・プログラム (学士課程) の現地大学での前半教育において、本学で作成した日本語教材を日本語授業の教科書又は副読本として活用し、日本語・日本文化・ものづくりを理解した技術者を養成する有効な教育プログラムとなっている。				
【活動取組 5-B】 基礎学力が不足していると自覚する学生や学力への不安を抱える学生に対して、大学院修士または博士課程の先輩が学習の支援を行う「学習サポーター制度」を運用しており、学習支援で得られた情報を授業担当教員へ共有 (リアルタイムFD) して、授業改善に反映させるシステムを構築している。				
【活動取組 5-D】 本学は「学生総合支援センター」が主体となって、学内関係組織、関係教職員と連携して、学生の教育研究環境や生活環境における相談支援を行っている。昨今の発達障害及び発達障害傾向の学生の増加に伴い、授業や窓口等で学生と接する教職員及び学生相談を担当しているカウンセラー等を対象とした講演会を開催し、講演及び実例を交えた悩み相談等により、適切な対応方法への理解を深める取組を行っている。この講演会では、関係教職員間でそれぞれの立場の悩みや対応策等の情報共有も図っており、大学全体が連携して当該学生との接し方等についての理解を深めている。また、毎年4月に開催する新任教員等FD研修会において、令和6年度から「発達障害等の学生との接し方」をプログラムに追加し、新任教員に発達障害等の学生対応を行う上での理解を深めてもらう機会を提供し、より適切な学生支援を行うための取組を強化している。				
【活動取組 5-E】 本学では学生が海外で学習する機会として、各種海外派遣プログラムを実施している。令和2年度から令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学の方針として学生の海外派遣が禁止の取扱いになったため、現地への派遣はできなかったが、受け入れ先との調整や学内の体制整備を進め、令和3年度には完全オンラインによる海外企業での実務訓練に4名が参加しており、現地に行けない中でも、海外企業での実務訓練を行っている。令和4年度 (海外渡航一部のみ許可) 及び令和5年度においては、派遣学生数はまだコロナ前まで回復していないが、参加者のアンケートでは、コロナ前 (令和元年度) 同様に学生が自身の成長を実感しており、海外派遣の取組の成果は得られている。				
【改善を要する事項】				
該当なし				

事項6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項6
分析項目					
【分析項目 6-1】 成績評価事項を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	○	○			満たしていない
【分析項目 6-2】 成績評価事項を学生に周知していること	○	×	基本的に、成績評価事項はシラバスに記載することになるが、一部、授業への出席に評価を与えるかのような記載等、記述の不適切な科目も見受けられる。シラバス項目の記載がされているか、記載内容が適切かのチェックが機能することが必要である。		
【分析項目 6-3】 成績評価事項に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	○	○	評価は担当教員によるところが大きく、客観性の担保は難しいと思われるが、最大限の公平性確保のため、成績評価に関して関係教員で状況を確認する機会 (FD) を実施する等の取組を引き続き検討してほしい。		
【分析項目 6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	○	○	自己評価書提出時点では、履修案内に科目担当教員に直接確認する旨の記載があったが、令和7年度履修案内において教員が直接の窓口とならないことを確認した。		
【特記事項】 該当なし					
【改善を要する事項】 成績評価事項を学生に周知するにあたり、ほとんどの科目のシラバスは基準に適合するものであるが、一部、授業への出席に評価を与えるかのような記載等、記述の不適切な科目が確認できる。既存のシラバスチェック体制では完全には網羅できていない可能性があったが、令和7年度のシラバス作成にあたっては、シラバス記載要領やシラバスチェック体制は強化されている。改定されたシラバス記載要領等に即してシラバスが作成されているか、あらためて総点検を行い、改善を確認することが必要である。					

事項7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること		自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項7
分析項目					
【分析項目 7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件 (以下「卒業 (修了) 要件」という。) を組織的に策定していること	○	○			

教育課程と学習成果に関する事項

【分析項目7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価事項を含む。）を学生に周知していること	○	○		満たしている
【分析項目7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価事項を含む。）に則して組織的に実施していること	○	○		
【特記事項】 該当なし 【改善を要する事項】 該当なし				
事項8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項8
分析項目				
【分析項目8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○	○		満たしている
【分析項目8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○	○		
【分析項目8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○	○	卒業生に対する自己評価アンケート（※非公表）によって、英語による技術コミュニケーションへの学生の苦手意識が可視化される等、課題の把握に大きく貢献しており、教育プログラムの改善や、より効果的な学習支援策を検討する上で、今後一層アンケートの活用が期待される。	
【分析項目8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○	○	根拠資料の「修了後5年経過した社会人に対して実施したアンケート結果」（※非公表）は、実務訓練に関するアンケートであり、直接的に分析項目を反映するものではないと思われたが、同窓会と連携した新たなアンケートを実施することでサンプル数の大幅な増加を見込む等、12月までに実施方法の改善が図られている。	
【分析項目8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○	○		
【分析項目8-6】 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	○	○		
【特記事項】				
【活動取組8-A】 本学は主に高専からの編入生を受入れ、大学院に重点を置いた工学系の大学として、学部－修士－博士教育をその設立の趣旨としていることから、学士課程の卒業者のうち8割を超える学生は、本学大学院（修士課程または5年一貫制博士課程）に進学している。この学部－修士－博士教育の中で、高等学校出身者、高等専門学校出身者、留学生、社会人など、多様な背景を持つ学生同士が、お互いの様々な価値観や考え方に触れながら共に学び交流することによって、国際的な視野や創造的な思考を育てている。このような教育環境は、本学が目指す「グローバルな技術展開ができる高度な実践的・創造的能力を持つ指導的技術者の育成」を行ううえで重要な基盤となっている。				
【活動取組8-B】 本学は「グローバルに活躍できる実践的・創造的技術者の育成」を将来ビジョンのアクションプランに掲げ、これまでに構築してきた海外大学・産業界とのネットワークを積極的に活用し、学生の海外派遣や外国語教育の推進に力を入れている。また、スーパーグローバル大学創成支援事業や国際連携教育プログラム（TP、DDP等）等の取組みにより、本学の留学生比率は国立大学トップクラスの約12%（R6.5.1現在）を実現しており、これによりキャンパス内における日本人学生と留学生の交流の機会も多く、大学にいながらにして日常的に異文化交流を行える環境となっている。ツィニング・プログラム（TP）の留学生の卒業・修了生の多くが日系企業に就職しており、母国と日本の懸け橋となり活躍している。また、海外企業へ就職した日本人学生もおり、これらは教育の国際化の各種取組の成果の一端といえる。				
【改善を要する事項】				
該当なし				

教育課程と学習成果に関する事項

「自己評価」とは教務委員会による自己点検・評価結果で、

「確認結果」とは大学評価委員会による「自己評価」の確認結果である。

分析項目番号は大学機関別認証評価との対応関係上、分析対象の該非により必ずしも連番としていない。

「○」 根拠資料又は特記事項欄に記載される内容から、分析項目を満たしていることを確認できる。

「×」 分析項目を満たしていることを確認できる根拠資料又は特記事項欄への十分な記載がない。

事項1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項1
分析項目				
[分析項目1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	○	○		満たしている
【特記事項】 該当なし				
【改善を要する事項】 該当なし				
事項2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項2
分析項目				
[分析項目2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	○	○	入学者受入方針（アドミッションポリシー）を含めて、3ポリシーの体系性が見えると尚良い。	満たしている
[分析項目2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	○	○		
【特記事項】 該当なし				
【改善を要する事項】 該当なし				
事項3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項3
分析項目				
[分析項目3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	○	○	履修案内で、カリキュラム・マップやコース・ツリー、ナンバリング等との対応が整備される予定だが、ナンバリングの活用方法がやや不明瞭なため、ナンバリングガイドの意味合い（使い方）を再検討のうえ、本学での利用形態について議論を継続すること。	満たしていない
[分析項目3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	○	×	大学院においても工学部同様、全学統一様式のシラバスチェックリストを作成する等、チェック体制を機能強化することが必要である。	
[分析項目3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	○	○		
[分析項目3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	○	○	自己評価書提出時点では、研究指導計画のあらかじめの明示が明文化されていなかったが、令和7年度履修案内においてあらかじめの明示を行う改善を確認した。	
【特記事項】 【活動取組3-D】 令和4年度に行った改組において、大学院修士課程の分野横断科目として「情報」「経済・経営」「安全」の科目を履修推奨科目として共通科目に配置し、データサイエンスやAIを有効活用でき、Society5.0の実現を牽引できる横断的・異分野融合的な知を備えた「STEM人材」、さらに俯瞰的視野から社会変革に対応し、マネジメント力を発揮できる「STEAM人材」を育成するためカリキュラムを強化している。				

教育課程と学習成果に関する事項

<p>【改善を要する事項】 授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることの確認にあたり、大学院においても工学部同様、全学統一様式のチェックリストを作成する等、シラバスチェック体制を機能強化することが必要である。 また、科目水準の妥当性については、実質的に教学マネジメントのPDCAのサイクルの教員・分野レベルでの確認作業になるため、各分野（教育組織）にチェックの重要性を十分に喚起し、実効性を担保する必要がある。</p>				
<p>事項4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項4
<p>分析項目</p>				
<p>[分析項目4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	○	○		満たしていない
<p>[分析項目4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること</p>	○	○		
<p>[分析項目4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	○	×	シラバスにおいて、全項目の記入がされていない、実験・実習科目に本来不要な授業時間外学習が設定されている等、一部記述の不適切な科目が確認できる。あらためて総点検を行い、改善することが必要である。	
<p>[分析項目4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	○	○		
<p>[分析項目4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置事項第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	○	○		
<p>【特記事項】 該当なし</p>				
<p>【改善を要する事項】 ほとんどの科目のシラバスは基準に適合するものであるが、中には一部記述の不適切な科目が確認できる。令和7年度のシラバス作成にあたっては、シラバス記載要領やシラバスチェック体制は強化されている。改定されたシラバス記載要領等に即してシラバスが作成されているか、あらためて総点検を行い、改善を確認することが必要である。</p>				
<p>事項5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</p>	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項5
<p>分析項目</p>				
<p>[分析項目5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p>	○	○	系・研究室単位の連絡手段以外にも、学生が必要な際に教員と連絡をとれるよう、連絡先情報を学内専用ホームページに掲載する等、全学共通の仕組みを引き続き検討してほしい。	
<p>[分析項目5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p>	○	○		
<p>[分析項目5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p>	○	○		
<p>[分析項目5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	○	○		
<p>[分析項目5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	○	○		

教育課程と学習成果に関する事項

【特記事項】		満たして いる
【活動取組 5-D】	<p>本学は「学生総合支援センター」が主体となって、学内関係組織、関係教職員と連携して、学生の教育研究環境や生活環境における相談支援を行っている。</p> <p>昨今の発達障害及び発達障害傾向の学生の増加に伴い、授業や窓口等で学生と接する教職員及び学生相談を担当しているカウンセラー等を対象とした講演会を開催し、講演及び実例を交えた悩み相談等により、適切な対応方法への理解を深める取組を行っている。この講演会では、関係教職員間でそれぞれの立場の悩みや対応等の情報共有も図っており、大学全体が連携して当該学生との接し方等についての理解を深めている。</p> <p>また、毎年4月に開催する新任教員等FD研修会において、令和6年度から「発達障害等の学生との接し方」をプログラムに追加し、新任教員に発達障害等の学生対応を行う上での理解を深めてもらう機会を提供し、より適切な学生支援を行うための取組を強化している。</p>	
【活動取組 5-E】	<p>本学では学生が海外で学習する機会として、各種海外派遣プログラムを実施している。令和2年度から令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学の方針として学生の海外派遣が禁止の取扱いになったため、現地への派遣はできなかったが、受け入れ先との調整や学内での体制整備を進め、令和3年度には完全オンラインによる海外企業での実務訓練に4名が参加しており、現地に行けない中でも、海外企業での実務訓練を行っている。</p> <p>令和4年度（海外渡航一部のみ許可）及び令和5年度においては、派遣学生数はまだコロナ前まで回復していないが、参加者のアンケートでは、コロナ前（令和元年度）同様に学生が自身の成長を実感しており、海外派遣の取組の成果は得られている。</p>	
【優れた成果が確認できる取組】		
【活動取組 5-C】	<p>5年一貫制博士課程では、設置当初から選択必修科目として「ベンチャー企業実践Ⅰ・Ⅱ」を開講するとともに「アントレプレナー特論」等、起業家志向人材育成に向けた科目を複数開講している。また、修士課程では、共通科目として起業や特許の知識の習得とアントレプレナーマインドの形成を目的とした「ベンチャー起業実践Ⅰ」を開講している。</p> <p>その他、国際産学連携センターにおいて、大学発ベンチャー企業の社長等による講義を通じて起業への理解を深める「イノベーション&アントレプレナーセミナー」を定期的で開催し、起業マインドを醸成する取組を全学的に行っている。</p> <p>この国際産学連携センターは、今年度国際産学連携機構に再編され、機構内に設置した「スタートアップ支援部門」にて、大学発スタートアップ創出に向けた支援体制の整備と学生等の起業マインドを醸成する取組等を、より組織的に実施できる体制に強化している。</p> <p>これらの取組は大学発ベンチャー企業数の増加の形で結実しており、日本経済新聞社の「大学の地域貢献度調査」においては、学生1000人あたりの大学発ベンチャー企業数が14.8件と、全国2位（国立大1位）にランクインしている（『日経グローバル No.477 2024.2.5』）。</p>	
【改善を要する事項】	該当なし	

事項6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項6
分析項目					
【分析項目 6-1】	成績評価事項を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	○	○		満たして いない
【分析項目 6-2】	成績評価事項を学生に周知していること	○	×	基本的に、成績評価事項はシラバスに記載することになるが、一部未記入の科目も見受けられる。シラバス項目の記載がされているか、記載内容が適切かのチェックが機能することが必要である。	
【分析項目 6-3】	成績評価事項に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	○	○	評価は担当教員によるところが大きく、客観性の担保は難しいと思われるが、最大限の公平性確保のため、成績評価に関して関係教員で状況を確認する機会（FD）を実施する等の取組を引き続き検討してほしい。	
【分析項目 6-4】	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	○	○	自己評価書提出時点では、履修案内に科目担当教員に直接確認する旨の記載があったが、令和7年度履修案内において教員が直接の窓口とならないことを確認した。	
【特記事項】	該当なし				
【改善を要する事項】	<p>成績評価事項を学生に周知するにあたり、ほとんどの科目のシラバスは基準に適合するものであるが、一部、授業への出席に評価を与えるかのような記載等、記述の不適切な科目が確認できる。令和7年度のシラバス作成にあたっては、シラバス記載要領やシラバスチェック体制は強化されている。改定されたシラバス記載要領等に即してシラバスが作成されているか、あらためて総点検を行い、改善を確認することが必要である。</p>				

事項7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること		自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項7
分析項目					
【分析項目 7-1】	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	○	○		
【分析項目 7-2】	大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の事項（以下「学位論文評価事項」という。）を組織として策定していること	○	○		

教育課程と学習成果に関する事項

【分析項目7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価事項を含む。）を学生に周知していること	○	○		満たしている
【分析項目7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価事項を含む。）に則して組織的に実施していること	○	○		
【特記事項】 該当なし				
【改善を要する事項】 該当なし				
事項8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	自己評価	確認結果	改善事項の概要	事項8
分析項目				
【分析項目8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○	○		満たしている
【分析項目8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○	○		
【分析項目8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○	○	卒業生に対する自己評価アンケート（※非公表）によって、英語による技術コミュニケーションへの学生の苦手意識が可視化される等、課題の把握に大きく貢献しており、教育プログラムの改善や、より効果的な学習支援策を検討する上で、今後一層アンケートの活用が期待される。	
【分析項目8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○	○	根拠資料の「修了後5年経過した社会人に対して実施したアンケート結果」（※非公表）は、実務訓練に関するアンケートであり、直接的に分析項目を反映するものではないと思われたが、同窓会と連携した新たなアンケートを実施することでサンプル数の大幅な増加を見込む等、12月までに実施方法の改善が図られている。	
【分析項目8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○	○		
【分析項目8-6】 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	○	○		
【特記事項】				
【活動取組8-B】 本学は「グローバルに活躍できる実践的・創造的技術者の育成」を将来ビジョンのアクションプランに掲げ、これまでに構築してきた海外大学・産業界とのネットワークを積極的に活用し、学生の海外派遣や外国語教育の推進に力を入れている。 また、スーパーグローバル大学創成支援事業や国際連携教育プログラム（TP、DDP等）等の取組みにより、本学の留学生比率は国立大学トップクラスの約12%（R6.5.1現在）を実現しており、これによりキャンパス内における日本人学生と留学生の交流の機会も多く、大学にいながらして日常的に異文化交流を行える環境となっている。 ツィニング・プログラム（TP）の留学生の卒業・修了生の多くが日系企業に就職しており、母国と日本の懸け橋となり活躍している。 また、海外企業へ就職した日本人学生もおり、これらは教育の国際化の各種取組の成果の一端といえる。				
【改善を要する事項】 該当なし				